

欧州での戦略的な模倣品対策と 新たな欧州税関申請制度の活用

JETRO 模倣品対策セミナー
Dusseldorf
18 February 2015

ContrAtak

CEO

Philippe VAN EECKHOUT

コントロール・アタック

フィリップ・ヴァン・エカート

CABINET PLASSERAUD

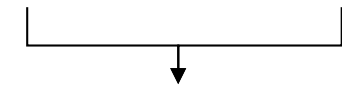
キャビネ・プラスロー

日本国弁理士

竹下 敦也

1. 欧州での戦略的な模倣品対策
2. 新たな欧州税関申請制度の活用

Prevention IP Protection



Info. Gathering



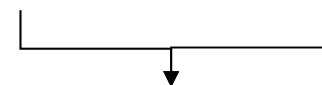
Strategy



Action

- Administrative ex. Custom
- Civil
- Criminal

予防 知財取得



情報収集



戦略



実行

- 行政（税関等）
- 民事
- 刑事



CABINET PLASSERAUD

CABINET PLASSERAUD

キャビネ・プラスロー(特許商標事務所)

- 創立1906年、1世紀の実績を有するキャビネ・プラスローは、フランスの特許事務所で最大級、現在所員数約250名、欧州特許をはじめ欧州各国の知的財産案件を扱っています。
- パリを中心に、リヨン、リール、ディジョン、トゥールーズ、プラハ(チェコ)、上海に拠点を持ち、約100名の欧州弁理士等国際的な専門家を有し、「Managing IP 2014」でも第一級の品質評価を得ています。

事業概要

知的財産の総合サービス

権利化、訴訟、異議申立、調査・鑑定、
ライセンス契約、価値評価、模倣品対策、等

■ 特許部門

化学、バイオ、食品、薬品

機械、電気、IT

特許調査

■ 商標・法務部門

商標、意匠、著作権、不正競争防止法

■ 知的財産価値評価・ライセンス “fiValor”

■ 模倣品対策 “ContrAtak” (関係会社)

■ 法律事務所” P. Lex Avocat”(商標意匠訴訟)

■ 日本顧客サービスグループ

(日本人4名+日本語可能なフランス人1名)

所員約250名、約100名の弁理士等、国際的な専門家

- 欧州特許弁理士、欧州商標意匠弁理士、
- フランス特許弁理士、フランス商標意匠弁理士
- カナダ、イタリア、ブラジル、中国弁理士
- 米国特許代理人、米国特許弁理士、
- 英国特許弁理士、英国商標弁理士、
- 中国特許弁理士、中国商標弁理士
- 日本国弁理士(特許・商標各1名)

取扱言語

英語、フランス語、ドイツ語、オランダ語、イタリア語、
スペイン語、デンマーク語、ロシア語、ポルトガル語、
ポーランド語、チェコ語、中国語、韓国語、日本語



CABINET PLASSERAUD

自己紹介



Atsuya
TAKESITA

| takesita@plass.com |

Paris Office

竹下敦也 日本国弁理士

技術と営業(事業)の両方が分かる弁理士として、
欧州フランスから日本のためになれるよう、欧州での前線基地として戦っています。

略歴

- 2009年～CABINET PLASSERAUD 日本顧客サービスグループ設立
日本企業の欧州での知的財産全般の権利化・訴訟を支援
- 2004年～科学技術振興機構(JST)
全国大学の海外特許出願・技術移転を担当
- 2001年～三菱商事 宇宙航空機本部 衛星画像事業
起業した空間IT会社で経営・技術・営業を担当
- 1998年～NASA/JAXA国際宇宙ステーション開発(JAMSS所属)
エンジニアとして筑波で電気・通信・流体の開発試験を担当
NASAケネディ宇宙センターでの打上げ前試験の計画調整
- 1996年～東京三菱銀行
東京都大田区 蒲田支店 中小企業融資担当
- 1996年 東京大学 工学部 航空宇宙工学科卒業



模倣品対策専門会社 ContrAtak (コントロールアタック)



15年以上にわたる経験に基づく確かな知恵と、
信頼できる世界中の現地ネットワーク(調査会社、税関、現地警察)とを駆使して、
お問合せから模倣品破壊まで、一貫したサービスを提供しています。

サービス内容

- 戦略、計画の立案
生産国・販売国、現地知財権、現地知財法、予算、等から立案
- 調査
 - ・ 監視、秘密捜査、目撃情報収集、面談、背景調査
 - ・ ターゲット特定
 - ・ 模倣品追跡と、出所・経路の調査
 - ・ 現地国の警察、地方警察と協力した証拠確保
 - ・ 流通見本市等の監視と模倣品の一部確保
- 戦略の実行
 - ・ 行政強制執行。法的措置。税関申請提出。
 - ・ 模倣品確保、模倣品破壊
 - ・ 追跡調査
 - ・ 成果報告と進捗の定期評価

サービス可能な国・地域

世界中の国・地域で可能です。
アジア(中東含む)、アフリカ、南アメリカ、
そして欧州(ロシア含む)等で可能です。

料金

全ての業務は、タイムチャージ制ではなく、固定費(Fixed Fee)で行なっています。
お客様と事前に戦略相談の上、正式見積を行い、これに対する発注をもって実行しています。



Philippe Van Eeckhout

フィリップ ヴァン エカート

- 模倣品対策コンサルタント, CEO
- 15年を超えるメーカーでの模倣品対策マネージャーとしての経験
 - ✓ LOUIS VUITTON Fashion Group for Asia Pacific,
 - ✓ BIC、等
- カナダ知財専門弁護士
- 「模倣品対策ガイド」の共著者、TV出演多数

“Guide anti-contrefaçon”
(Bourin Editor, 2009)





見本市会場



ブースで模倣品発見



現地調査人に一部依頼



模倣部品の販売現場へ



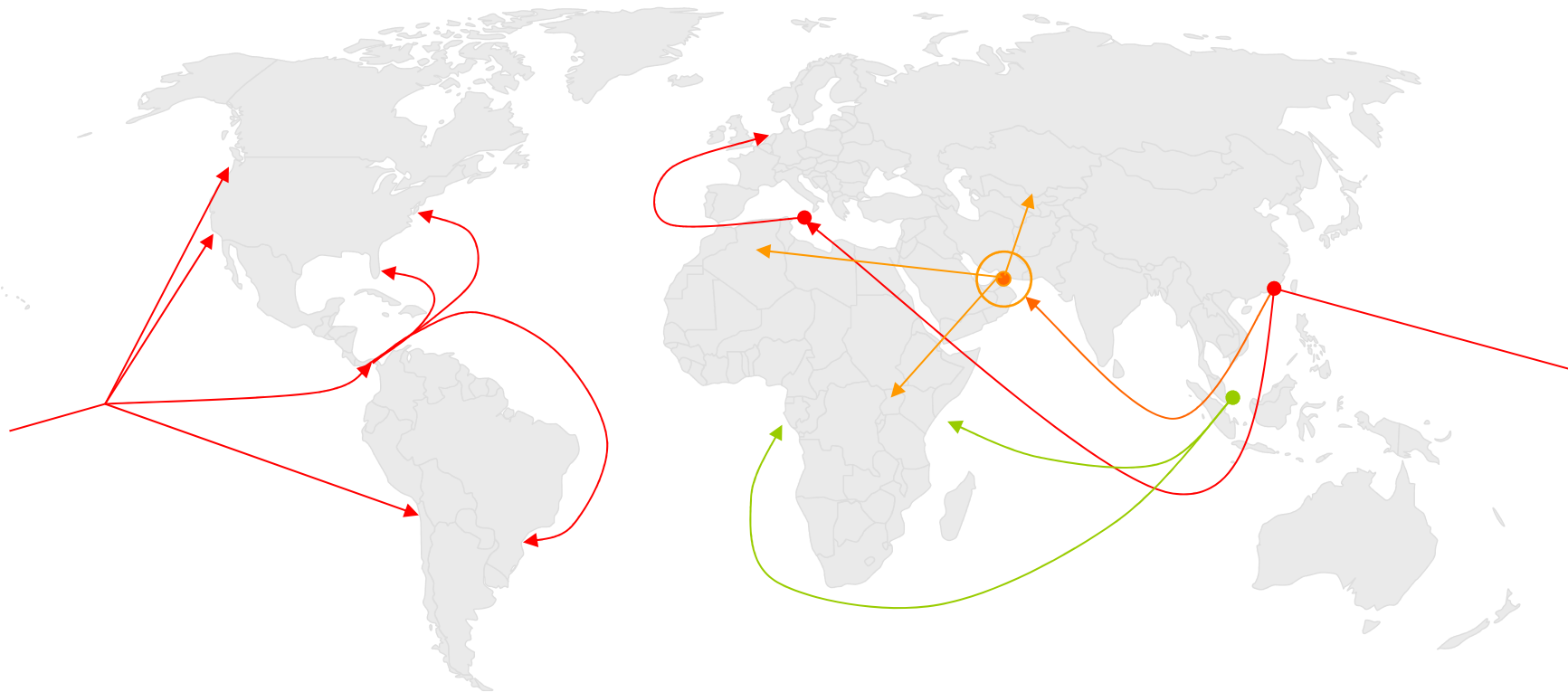
模倣部品の店内へ



模倣薬品で被害を受けた幼児

模倣品の主な輸送ルート

Major routes of counterfeit goods



基本ルート: 中国→地中海→西欧・東欧・北欧

追加ルート: 中国→ドバイ→ユーラシア・アフリカ

新ルート: 中国→シンガポール→アフリカ東岸・西岸

- 企業の製品が商品化されているところ
- 潜在的市場となるところ(現在・将来)
- 競争相手企業がいるところ
- 企業が製品を製造するところ
- 模倣品の国として知られているところ
(たとえ製品やサービスが商品化されていなくても)

序文

- 情報収集は、効率的に模倣品対策で闘う戦略の鍵である。
- 後に続く裁判に必要な証拠を得る為の手段でもある。
- 情報は、それ自身としては、ある一時点に存在した、という事実以外に何の価値も持たない。それゆえ、確保されたアイテムに可能な限り素早く反応するための明確な行動戦略を企業が持っておくことは、本質的といえる。

集約化・一元化

- 全ての情報は、役立ち、効果的であるために、同じ部署の人間によって集約化されなければならない。同企業内の複数の部署に分散してはならない。
- 均一で一貫した取扱いによって、状況に対するハッキリと正確な見通しを得ることができる。

人事部: 最も可能性の高い情報源

信頼性: 従業員は、真正の製品に関してとても良い知識をもっており、
かつ、従業員は現場にいる。企業目であり耳である。

謝礼

事前トレーニングの必要性 Needs of prior trainings

自社が何を必要としているかを従業員に知らせる。(ジェームスボンド効果)
シンプルな報告手続を定着させる。

問題点: これらの要求は会社のトップからでなければならない。

モチベーションが必要である。

従業員のトレーニングにおいて、市場での模倣品が出現情報を素早く受け取る可能性が倍増する。

顧客と仕入先: この情報源を無視してはならない。

彼らは、従業員と同じネットワークを持つわけではない。異なるネットワークを持つ。

彼らは、競争相手企業とも関係を有し、模倣品を製造する器具や機械を購入するリクエストを模倣者から受ける可能性もある。

問題点: トレーニング・教育がより困難である。

信頼性に疑問

消費者 : 消費者サービスを利用する

- ・苦情の窓口
- ・欠損した製品を分析
- ・消費者との対話

模倣品の出現する場所を地理的に特定できる。

騙された消費者は、模倣者を探すに際し、最高の同盟者となりうる。

見本市、展示会: 情報収集に最適の場所

ある産業分野のほとんどの事業者が一つの場所に再集結する。

全てのブースに目を通す必要がある。

海外の見本市を無視してはならない。仮にその見本市が開催される国で何の事業活動も行っていないとしても。(広州交易会での見本市は中国の輸出全体の30%を生み出している)



自分自身がブースで出展している場合には、自身が展示する製品に注意する。

調査会社:

役割:

- 企業自身によってカバーされない社内情報源を補完する（市場調査）
- 内部で既に受領した情報を元に、これを完全なものにする
- 一連の模倣品のつながり全てを調査する（製造、流通、そして販売）
- 以後の民事手続、刑事手続で利用される証拠を収集する

問題点:

企業の有する権利と、企業の製品に関し、十分情報を受けるべくトレーニングが必要となる。（パンフレットの作成など）

十分な注意をもって調査会社をコントロールしなければならない。

データベースの例:

- 欧州特許庁: (http://ep.espacenet.com/?locale=fr_ep)
- 米国特許商標庁: (<http://www.uspto.gov/patft/index.html>)

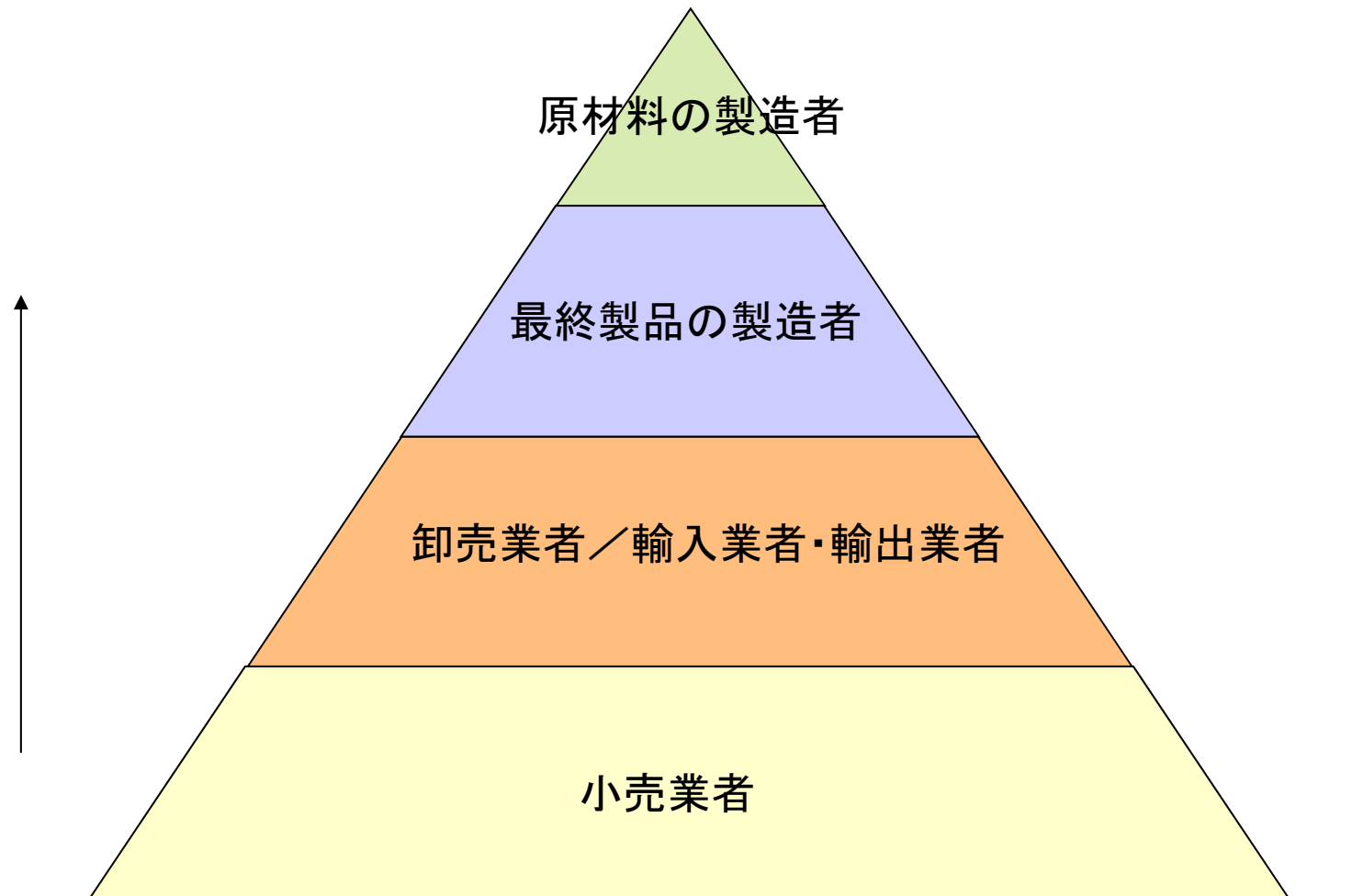
ウェブサイトの例:

- オークションサイト (eBay, Yahoo, Price Minister...)
- B2B サイト(企業間取引サイト) (Alibaba, EC21, Made in China...)
- ある特定の製品種類に専門化したウェブサイト (www.bagsfrench.com)

これらのサイトによって、調査会社の人間との共同作業で利用される重要な量の情報が提供されうる。

戦略の確定

「模倣品対策のピラミッド」

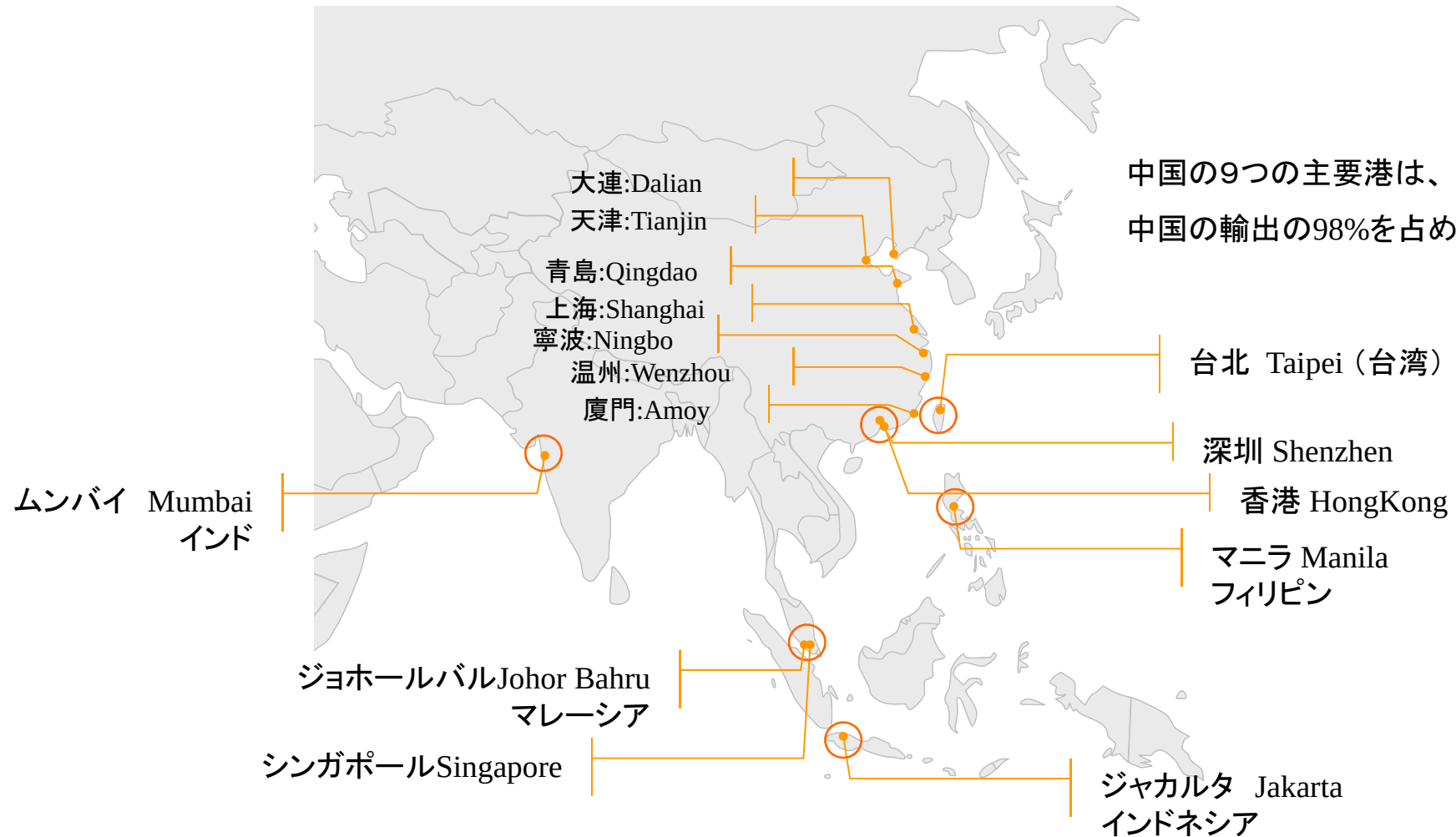


アジア： 模倣品対策の重要拠点

Asia: Critical cites for ACF

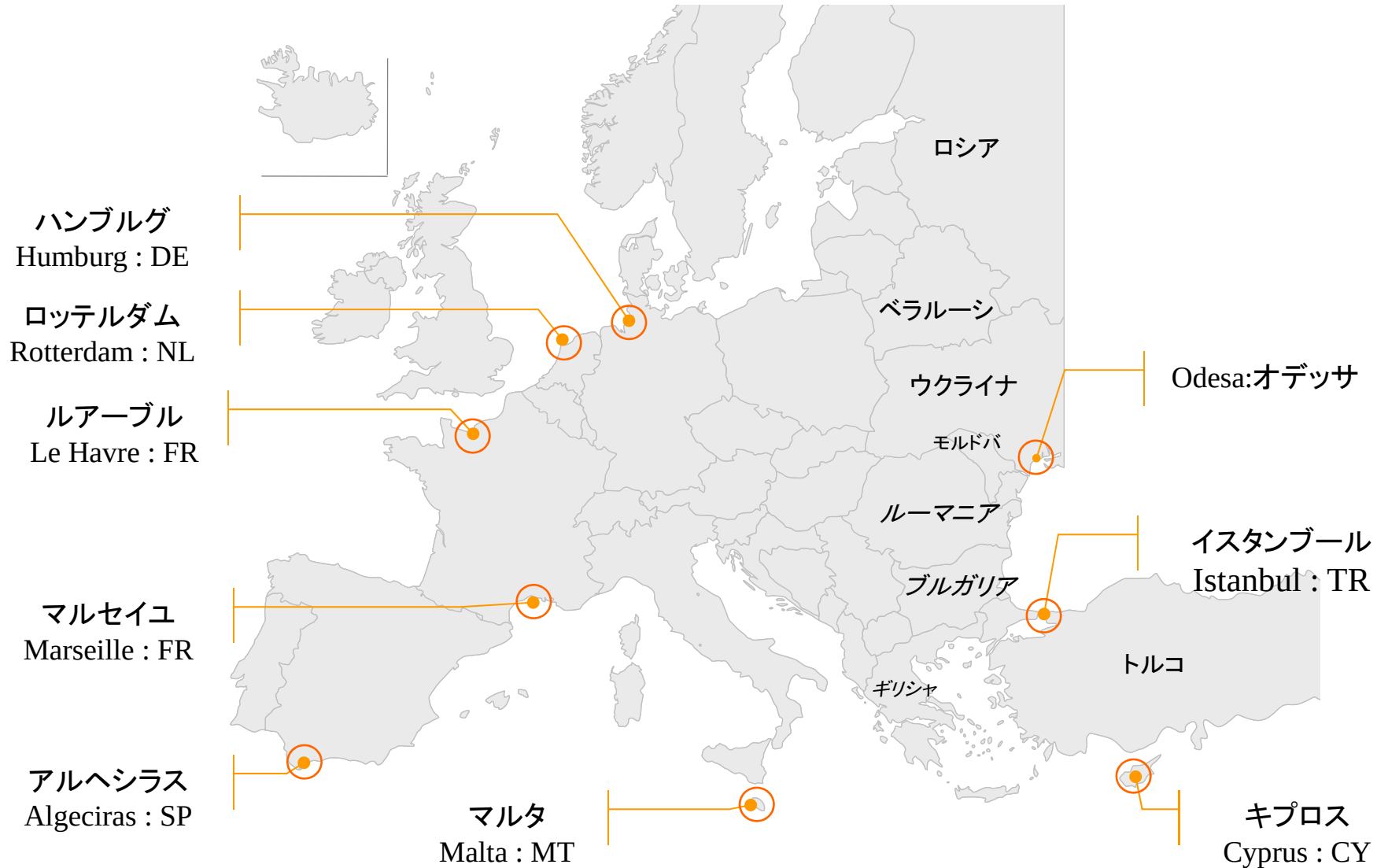


CABINET PLASSERAUD



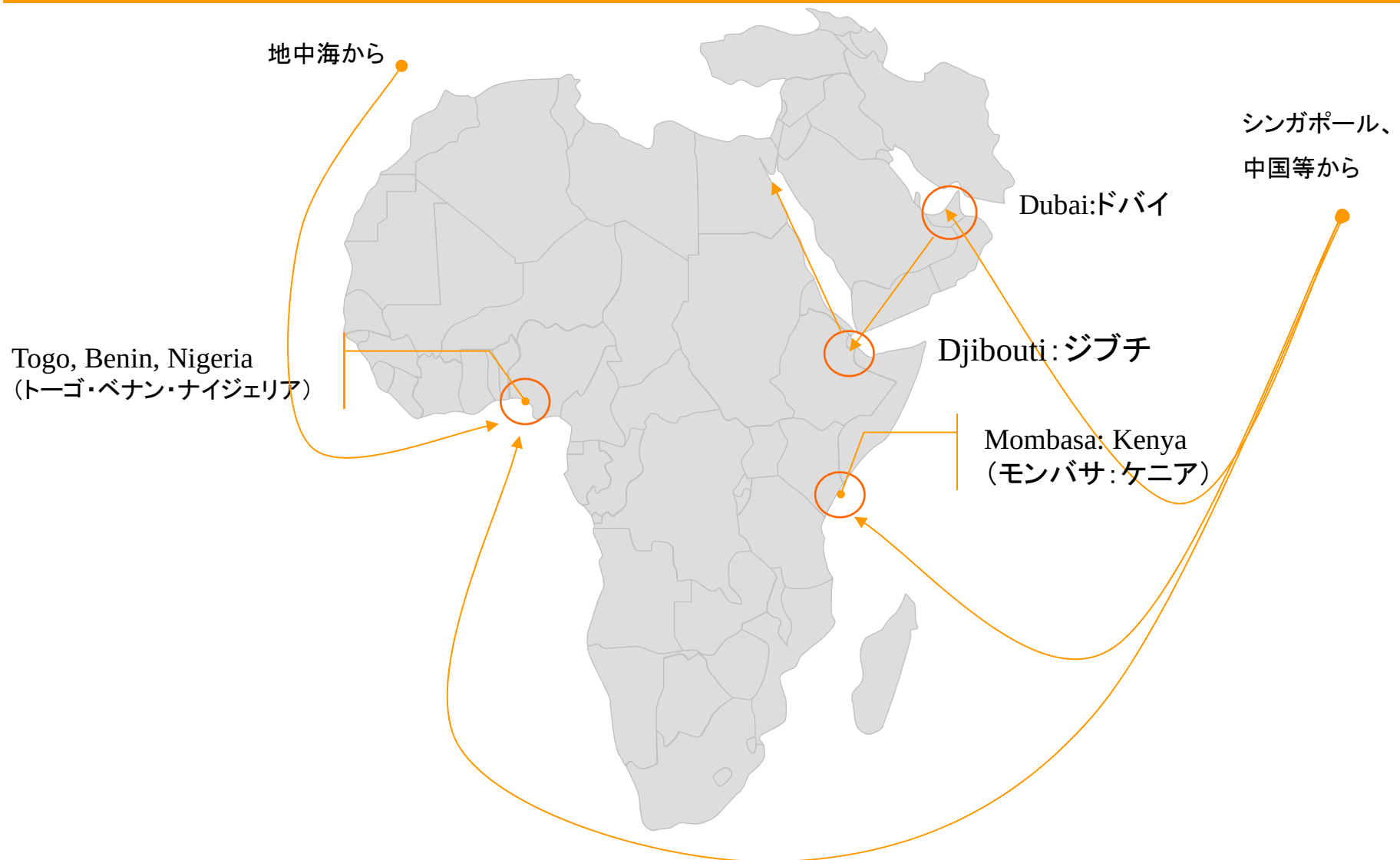
欧州：模倣品対策の重要拠点

Europe: Critical cites for ACF



アフリカ：模倣品対策の重要拠点

Africa: Critical cites for ACF



南米： 模倣品対策の重要拠点

South America: Critical cites for ACF



- 行政(税関等) : Administrative Action
- 民事訴訟 : Civil Action
- 刑事制裁 : Criminal Action

この3つのActionは、あらゆる国で共通

These three action is common through out all the countries in the world

- In countries like China and Kenya
- Action are conducted by specialized administration directly or on complaint of the right owners
- Conviction results in administrative penalties
- Easy to implement but generally lack of dissuasive effects

- 中国やケニアのような国では、
- 特別な行政機関より直接、または権利者からの告訴により手続執行される。
- 有罪判決により行政上の処罰がなされる。
- 実行は容易であるが、その一方で、一般的に決定的な効果が不足がちである。

民事措置の目的は以下の判決を得ること:

- 差止: 知的財産権の侵害を停止させる
- 損害賠償: 損害を被った売上及び信用を補償させる

民事手続の進め方:

- 証拠収集とその維持
- 行為停止の警告状(オプション)
- 仮差止 (オプション)
- 本案訴訟 (差止及び損害賠償等)
- 判決

判決で見込まれること:

- 模倣行為の差止め命令
- 賠償金、法的費用、製品と製造機械の破壊費用、の支払い
- 判決公開

民事措置は模倣者との和解・取引を促すこともありうる

刑事制裁の目的とは:

- 模倣者を懲役刑・罰金刑に処する

刑事手続き開始への条件:

- 法的背景が必要
- 模倣人によって実行された故意的な行為の証拠が必要
- 活動に、一定の商業的規模が必要

刑事手続きの進め方:

- 政府・州の代表者からの直接の告訴、または権利者からの告訴
- その後の調査は警察により行われる
- 調査結果を元に政府・州の代表者(例: 検察)は案件を法廷に持ち込むかどうか判断
- 判決: 有罪・無罪

民事訴訟

- 手続を管理可能
- 損害賠償を獲得可能
- 長期間の手続
- 費用高

刑事制裁

- 模倣停止(懲役と重い罰金)
- 費用安、効果的
- 手続の管理不可
- 権利者への損害賠償なし

新たな欧州税関申請制度の活用

～蓄積された経験の還元～

EU税関に関する概要説明（地理的条件と統計）
EU 規則（EU Regulation） 608/2013 の新たな特徴
その他、言及する価値のあるポイントについて

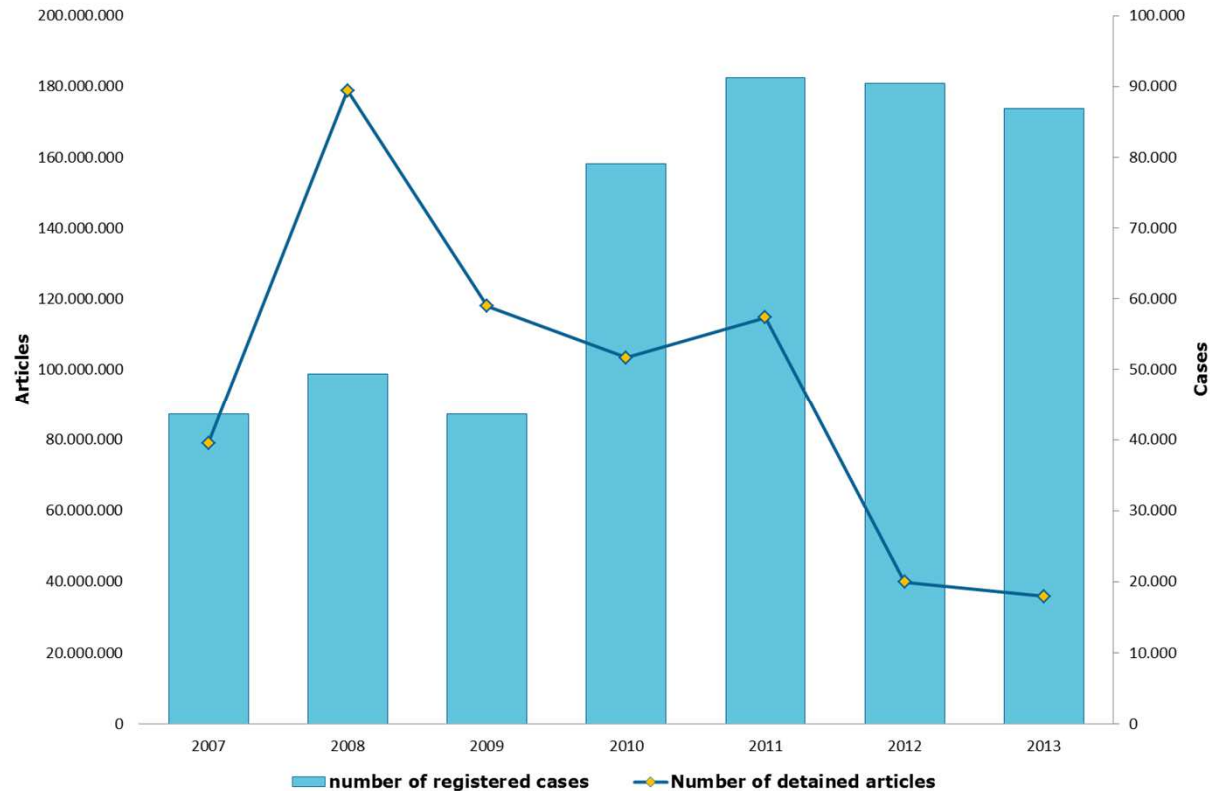
- EU税関は、EU内外の境界で機能する。
- EU内に入ると各加盟国間の境界で税関は検閲せず、商品は流通する。
- EU内に入った後は、各国の知的財産を元に、各国で民事措置、刑事制裁で対応する。
- EU外の国は原則各国対応。



Number of registered cases and articles 欧州での模倣品検知



CABINET PLASSERAUD

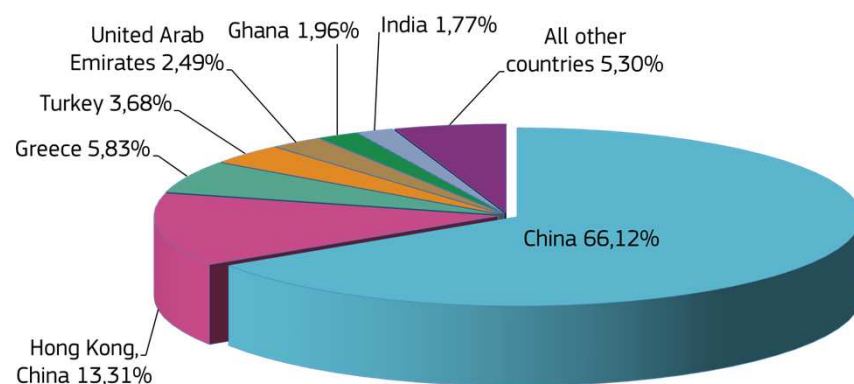


*REPORT ON EU CUSTOMS
ENFORCEMENT OF
INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS
RESULTS AT THE EUROPEAN BORDER - 2013*

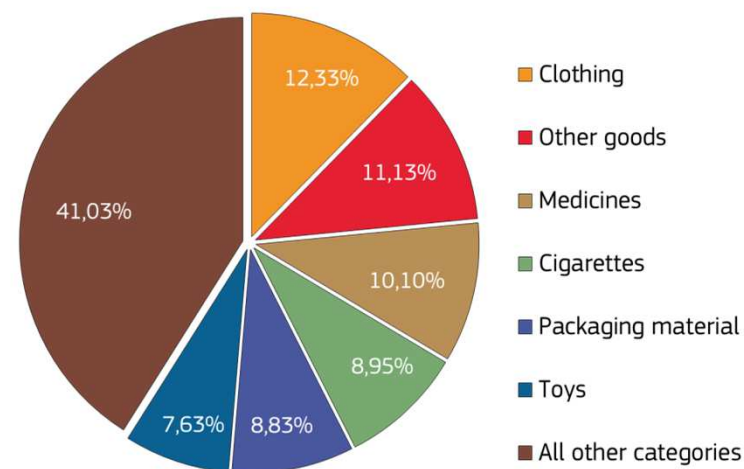
EU税関での検知件数は増加、但し拘留物数は減少(注)

Number of registration were increased, However, number of detained articles were decreased*

Country of provenance by articles



Top categories by articles



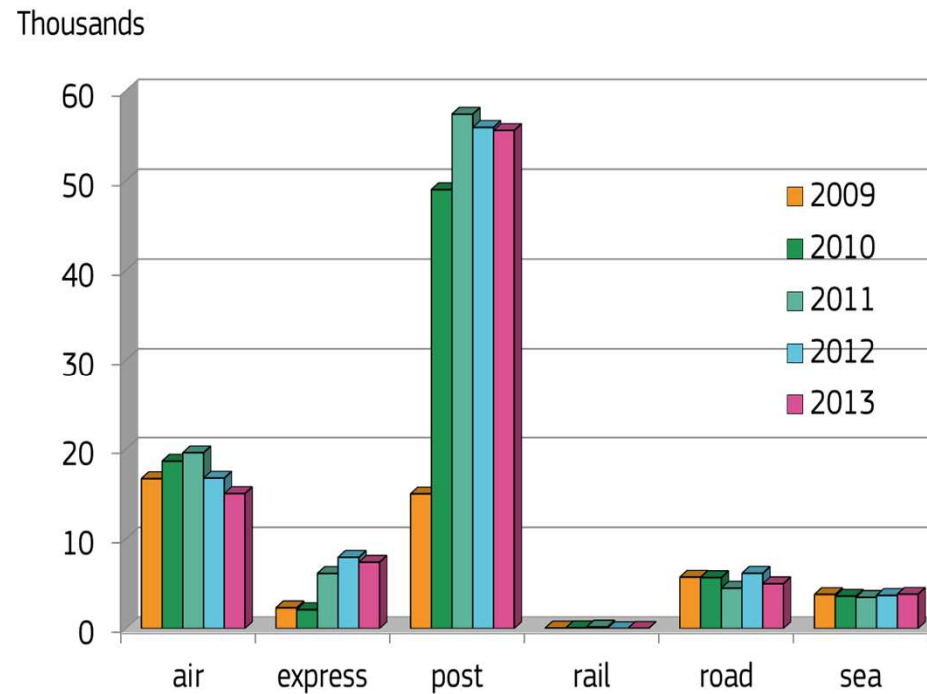
物品数

欧州の検知物は中国だけで出所全体の2／3を占める

China shared 2/3 of all detected articles in Europe

検知された案件における輸送ルート (登録案件数)

Registered cases by means of transport



検知物は郵送ルートのものが多い

Post route is well-detected because of Internet business.

新たな規則の目的

- EU領域の税関ポリシーの調和
- 手続の簡素化

新たな特徴:

- 全ての種類の知的財産が新たな規則により保護される
- 税関申請する資格がある者の拡大
- 簡素化手続(Simplified proceeding)が全てのEU加盟国において義務づけられた
- 新たな規則は特に小荷物にも適用される
- 職権による手続はより明確に定義された

税関申請形式

- 28の欧州連合加盟国におけるEU税関申請
 - 共同体商標, 共同体意匠に基づく場合に可能
 - EU税関申請を行い、その中で国を選択することも可能
- 各国税関申請
 - 各国商標・各国意匠・各国特許(欧州特許含む)等に基づく場合
 - 各国毎に申請書を作成する

保護の範囲は以下のように拡大された:

- 商号 (Trade names) 各国法で保護されている限り;
- 半導体製品の回路装置;
- 技術保護装置を迂回する装置 (差止・廃棄対象として)

保護範囲から除外されているもの

- トランジットされる製品 外部からEUに来て、さらに別の外部国への輸送を意図されるもの;
- 違法な並行輸入品;
- オーバーラン(Overruns)(ライセンスに基づき製造された製品だが、権利者の同意の範囲を超えたもの)

申請者により提供される情報の質が強化されることとなる。

特に、以下の真正品に関する情報提供が「必須」とされる。

- 製品と包装に関する仕様と技術的情報
- 物流の情報（製造者、輸送者、輸入者、販売者、そして小売業者）
- マーキングの情報（ホログラム、ラベル、等）

申請のサインにより、権利者は税関手続中の過失に対する**責任を引き受け**、また保管・留保・破壊のコストを税関に支払うことを引き受けることとなる。

新規則に基づく解放通知停止は全て簡易手続(simplified proceeding)の方法により開始される。

税関からの通知の日から、権利者は10営業日*のうちに以下を行う事ができる:

- 物品の模倣品としての特徴を書面で確認する(客観的な理由付けが必要);
- 簡易手続(simplify proceeding)の実行の要求を明示する;

同時に、物品の所有者(同じく通知される)も10営業日のうちに、製品の破壊に同意するか否かを検討できる。返事がない場合には、破壊に同意したものと見なされる。

*さらに10営業日の期間延長が可能

小規模貨物とは、3ユニット以下、または、重量計2kg以下
この手続は必須ではないが、権利者は適用除外することができる。
。

第26条は、権利者が有効な税関申請を有することを条件として、
税関が小規模貨物を権利者の費用により破壊する権利をもつ事
を示す。

問題点: この手続を用いて何を破壊したかについて、税関は権利
者に通知する義務を有しない。

この手続は、有効な申請によりカバーされていないが、知財権を侵害する疑いのある製品を税関が拘留する際に適用される。

税関が申請書を提出する資格のある個人・法人を特定したら、税関は通知を送り、通知から4営業日以内に管轄する税関の部署に申請を提出することを求める。

留意点：

この申請書は常に各国の申請フォームであるが、全ての必要な技術的情報を全て申請する必要はない。

もし、完全な申請が提出されない場合には、その申請は、税関から通知された製品の拘留に関するその特定の案件に関してのみ効果を有する事となる。（ワンショット・アプリケーション）

- 全ての申請は、データベース(COPIS)に情報として格納される。全てのEU税関がアクセス可能であるが、権利者からはアクセスできない。
- 模倣品と確認された製品は、25条(2)の規定により、より迅速で経済的な廃棄手続,とリサイクルのために、他のEU同盟国に移送される。(注:25条(2)の移送は税関間その他、企業等向けも可能)
- 同規則はEU内部及びEU外部の異なる税関当局の間での情報共有についていくつかの条項を含んでいる。
- 公式な通知を発する前に、規則17-2と規則18-2により、税関当局が権利者に製品の模倣品(か否か)の特徴を評価することを目的として、非公式な助言を求めることが認められている。
- 第19-2条により、税関当局は、分析のためにサンプルを送ることができるものとされている。

- “New forms to be used as from 1 January 2014, Regulation (EU) No 608/2013
(EU税関申請書式)

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/right_holders/application_en.pdf

- EU Regulation 608/2013 条文日本語訳
CIPICジャーナルVol 216(2013/10) 37ページ～63ページ

<http://www.kanzei.or.jp/cipic/sites/www.kanzei.or.jp.cipic/files/pdfs/v216.pdf>



Thank you for your kind attention



CABINET PLASSERAUD

ご清聴ありがとうございました。

ContrAtak

Philippe VAN EECKHOUT

(フィリップ・ヴァン・エクト)

- 52, rue de la Victoire 75009 Paris
- Phone : +33 (0)1 48 74 58 69
- Email : information@contratak.com

CABINET PLASSERAUD

日本顧客サービスグループ

日本国弁理士

竹下敦也

- 52, rue de la Victoire 75009 Paris
- Phone : +33 (0)1 40 16 70 00
- Email : takesita@plass.com

ご質問がございましたら、お気軽にお声かけください。